

第 6 回

熊本県議会

# 震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成24年2月27日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成24年2月27日(月曜日)

午後1時1分開議

午後2時40分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 東日本大震災による県内経済等への影響について
- (2) 地域防災計画見直し検討状況について
- (3) 東日本大震災による被災地域の復興支援状況について
- (4) その他 海岸堤防に関する基礎調査について(報告)
- (5) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(14人)

委員長 村上寅美  
副委員長 前川 收  
委員 山本秀久  
委員 西岡勝成  
委員 鬼海洋一  
委員 小杉直  
委員 早川英明  
委員 大西一史  
委員 堤 泰宏  
委員 城下広作  
委員 松田三郎  
委員 中村博生  
委員 佐藤雅司  
委員 松岡 徹

欠席委員(なし)

委員外議員

議長 馬場成志

説明のため出席した者

知事公室

知事公室長 松 見 辰 彦

危機管理監 牧 野 俊 彦

危機管理防災課長 佐 藤 祐 治

総務部

部 長 駒 崎 照 雄

市町村局長 小 嶋 一 誠

人事課長 古 閑 陽 一

消防保安課長 原 悟

企画振興部

総括審議員兼政策審議監 河 野 靖

企画課長 坂 本 浩

健康福祉部

総括審議員兼政策審議監 松 葉 成 正

健康福祉政策課長 吉 田 勝 也

首席審議員兼

健康危機管理課長 末 廣 正 男

医療政策課長 三 角 浩 一

環境生活部

政策審議監兼

環境政策課長 内 田 安 弘

環境立県推進課長 田 代 裕 信

環境保全課長 清 田 明 伸

廃棄物対策課長 加 久 伸 治

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 田 中 邦 典

労働雇用課長 大 谷 祐 次

首席審議員兼

産業支援課長 高 口 義 幸

新エネルギー産業振興課長 森 永 政 英

企業立地課長 渡 辺 純 一

観光課長 官 尾 千 加 子

国際課長 山 内 信 吾

農林水産部

政策審議監 豊 田 祐 一

農林水産政策課長 国 枝 玄

農産課長 本田 健 志  
 畜産課長 平山 忠 一  
 漁港漁場整備課長 平尾 昭 人  
 土木部  
 部長 戸塚 誠 司  
 監理課長 金子 徳 政  
 土木技術管理課長 西田 浩  
 道路整備課長 増田 厚  
 道路保全課長 亀田 俊 二  
 河川課長 林 俊一郎  
 港湾課長 手島 健 司  
 砂防課長 高永 文 法  
 建築課長 坂口 秀 二  
 教育委員会事務局  
 教育次長 松永 正 男  
 教育政策課長 田中 信 行  
 体育保健課長 城 長 眞 治  
 首席審議員兼  
 施設課長 後藤 泰 之  
 警察本部  
 警務部  
 参事官兼警務課長 吹原 直 也  
 警備部  
 参事官兼警備第一課長 高橋 功 作  
 事務局職員出席者  
 政務調査課主幹 木村 和 子  
 政務調査課主幹 竹本 邦 彦

午後1時1分開議

○前川収副委員長 皆さんお疲れさまでございます。

ただいまより第6回震災及び防災対策特別委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして御報告をいたします。

村上委員長が所用のためにおくれるということでございますので、私の方が代行で副委員長として進行させていただきたいと思っております。

なお、本委員会に2名の傍聴の申し込みが

あっておりますので、これを認めることといたします。

それでは、審議に入ります。

お手元に配付しております本日の式次第に従い進めてまいります。まず、本日の概要等について総括的に知事公室長から説明を願います。

○松見知事公室長 知事公室の松見でございます。失礼ですけれども、着座のまま説明させていただきます。

早速でございますけれども、本日の議題の概要について御説明いたします。

まず、県内経済等への影響につきましては、引き続き、県内の企業、関係団体等から直接その影響を聞き取り、状況の把握に努めております。

中国への食品輸出など、一部影響が残っている状況はあるものの、全体としては、震災の影響はおさまってきています。

なお、国及び九州電力から節電要請を受けております電力需給は、現在のところ、ほぼ安定的に推移しています。しかし、この夏の需給は厳しい見通しが示されており、県といたしましては、節電に関する率先行動に取り組むとともに、周知、広報に努めてまいります。

次に、地域防災計画の見直し検討状況についてですけれども、国の動きとして、年末の12月27日に中央防災会議が開催され、防災基本計画の見直しが行われたところです。

一方、本県の防災計画の検討では、国の防災基本計画の見直しなども踏まえて見直し案を作成し、防災計画検討委員会や県内市町村との意見交換を通しまして内容を整理しましたので、本日、当面の見直し内容について御説明申し上げます。

被災地域の復興、支援状況につきましては、被災地が依然として大変厳しい状況が続いていることから、現地に派遣している職員

を通じ、ニーズを的確に把握しながら、引き続き支援を実施しているところがございます。

県内への避難者数は131世帯304人となっており、依然微増傾向にあることから、市町村及び民間の支援団体等とも連携しながら、一体となって支援を行ってまいります。

また、昨年3月11日に発生しました東日本大震災から1年を迎えるに当たり、3月の5日から11日までの1週間、県庁新館ロビーにおいて、本県の支援や被災地の復興状況を伝えるパネル展の開催を予定しております。

最後に、海岸堤防に関する基礎調査の結果を取りまとめておりますので、あわせて御報告させていただきます。

詳しい内容につきましては、この後、それぞれの担当課から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○前川収副委員長 では、執行部からの説明の後に一括して審議を行いたいと思います。

まず、議題1、東日本大震災による県内経済等への影響について、執行部から説明をお願いします。

○坂本企画課長 企画課でございます。

県内経済等への影響について御説明いたします。

まず、資料3ページをお願いいたします。

東日本大震災による県内経済等への影響については、先ほど知事公室長から説明がありましたように、全体としてはおさまっております。

それでは、分野ごとに説明させていただきます。

まず、1の農林水産業分野ですが、農産物では、平成23年産米については、原発事故による在庫高不足などから強い引き合いがあり、前年同期より2割程度高値で取引されております。

畜産物では、牛肉については、枝肉価格が一時2割程度下落しましたが、現在では、ほぼ平年並みに回復しております。

輸出品ですが、震災後に輸出量の減少が見られた農林水産物等は、現在では、ほぼ回復しております。

なお、産地証明書の発行については、2月10日時点で19カ国599件となっております。

また、熊本県薬剤師会での放射線検査の件数は、同じ時点で887件となっております。

中国への輸出に関しては、11月24日から、野菜と果実、乳製品、茶及びこれらの加工品を除いて、産地証明書の様式等の協議が調い、その添付を条件に輸出できることとなり、2件の申請がっております。

4ページをお開きください。

2の商工業分野ですが、製造業では、震災による影響はほとんど見られなくなってきております。

次に、輸出関係では、食品輸出について、中国への輸出ができない状況が続いておりましたが、11月24日から、加工食品や飲料、調味料などは産地証明書の添付を条件に輸出ができるようになり、2月10日までに61件の申請がっております。

宿泊業については、中段の表、6から12月期宿泊客数調査概要をごらんいただきますと、海外からの宿泊客は徐々に回復しているものの、円高の影響もあって、30.1%減と依然として厳しい状況です。国内の宿泊客は、関西以西の来訪者等の増加により10%増となっており、全体としては4.4%の増加となっております。

その下の雇用関係ですが、熊本労働局によりますと、雇用調整助成金については、震災前とほぼ同水準となっております。

5ページをお願いいたします。

3の建設業の分野ですが、県内において、建設資材の調達不足などの影響は、現時点では見られていない状況となっております。

次に、4の交通事業者の分野ですが、国内線については、7月以降、ほぼ前年並みの利用者数を回復しております。

国際線については、熊本—ソウル線は、5月以降前年並みの搭乗率を確保しておりますが、円高の影響もあり、外国人の利用が伸び悩んでおります。

また、九州新幹線については、熊本—博多間の利用者数は、12月までの合計が、前年比で約4割の増加で推移しております。

続きまして、6ページをお開きください。

電力不足問題について御説明いたします。

まず、今冬における電力需給状況ですが、5%以上の節電要請期間が終了し、電力需給は、現在のところ、ほぼ安定的に推移しております。

次に、今夏における電力需給見通しですが、原子力発電所の運転停止が継続した場合、厳しい状況になる見通しが示されております。

最後に、県における対応等につきましては、県庁舎のピーク時節電目標を5%以上に設定した率先行動などに取り組み、12月、1月とも、目標を上回る削減ができました。今後も、率先して節電に取り組むとともに、節電に関する周知、広報に努めてまいります。

東日本大震災による県内経済等への影響についての説明は以上です。

○前川収副委員長 次に、議題2、地域防災計画見直しの検討状況について、執行部から説明をお願いします。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。着座のまま失礼いたします。

地域防災計画の見直し状況について御説明いたします。

7ページからの地域防災計画見直し検討状況の報告資料をお願いいたします。

9ページの見開きでございますが、見直し

の全体概要をまとめております。

1、背景と2の見直しの実施方針は記載のとおりでございますが、今回の大震災を教訓に、本県の防災計画における検討課題を見直すこととし、3点でございますが、1、地震・津波の想定見直し、2点目として、大規模・広域災害への対応見直し、3点目として、原発事故対応の整備を実施することとしております。

3のスケジュールでございますが、これまでも御説明してまいりましたとおり、2カ年度にわたっての見直しと考えております。後ほど御説明いたします見直しの概要といたしまして、24年度開催の防災会議でございますが、これは例年梅雨の前に実施しておりますので、5月ごろを考えておりますけれども、その時点で計画を修正したいと考えております。

また、来年度半ばまでには、現在調査中の地震・津波想定の中間報告等を受けまして、それらを反映した最終的な計画の見直しを25年度の防災会議で行いたいと考えております。

次に、見直しの視点とその内容でございます。

4番に記載のとおり、7つの視点で24年度の見直しを実施したいと考えております。

最後の7番目の原子力発電所の対応以外の6つの項目でございますけれども、これらにつきましては、防災計画のそれぞれの箇所に何らかの形で記載がございましたが、今回の大震災で課題となりました中項目、丸で記載しております20項目でございますけれども、もう一度これらにつきまして見直しを図りまして、それぞれの小項目、ポツのところでございますけれども、におきまして、現記載の中にあるものにつきましては、その具体策とか強化策について記載をいたしまして、ポツの新と書いておりますけれども、記載のないものにつきましては、新たに記載をするとい

うような見直しを実施しております。

見直しの詳細につきましては、11ページ以下に、計画の記載項目順に並べた概要で説明したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今回の見直しはソフト対策が中心ということで、これらの6つの見直し点をもとに、可能な限りの見直しを実施する予定でございます。

7番目の原子力発電所事故への対応につきましては、これまで記載がありませんでしたので、すべてが新規項目となります。対応体制の整備等、4つの中項目で整理しております、これも少し詳しい概要版で御説明いたします。

開きまして、10ページをお願いしたいと思います。

国の動きでございますが、防災基本計画は昨年末に見直しが行なわれました。県の防災計画の見直しも、この国の防災基本計画に沿った見直しを考えております。

1の①、②、③にありますように、最大クラスの地震、津波を想定すること、津波につきましては、最大クラスには、まず、避難等の対策、また、それ以外、最大クラスの津波ではなく、頻度が高いけれども規模は小さい津波につきましては、施設整備を含めての総合的な対策をということで記載がされております。

県においても、津波についての避難所の再確認など、当面の対策は実施しておりますけれども、現在実施中の津波の想定調査結果をもとにしながら、来年度も対策を検討することといたしております。

④国民への防災知識の普及、⑥伝達及び避難体制については、県の今回の見直しにも反映いたしているところでございます。

⑤研究、観測、⑦被害軽減策は、国の状況等を見きわめてまいりたいと考えております。

大きな2でございますけれども、ここにつきましては、昨年の台風12号等の災害等を受けての見直しでございます、これらも今回の見直しの中にできる限り取り込んでいるところでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

防災計画、震災編の見直しの概要でございます。

12ページ以降に点線囲みを書いておりますけれども、具体的な取り組みの例でございます。

東日本大震災以降、既に取り組んでいる事項、またはこれから取り組んでいくこととしている事項を具体的に書いておりますので、これらによりまして、計画の見直し後の今後の具体的な実施事項もあわせて御確認いただければと考えております。

初めに、1の見直しの概要でございますが、現行の震災対策編を地震・津波対策編に名称を変更し、東日本大震災を踏まえ、特に津波対策を強化拡充しております。

震災対策編の見直しをもとに、一般対策編の必要な箇所は、また見直しを考えております。

次に、3の被害想定でございますが、現在地震・津波被害想定調査を行っており、調査結果に基づいた必要な見直しを平成25年度に行うことといたしております。

今年度は、暫定的に、今回の東日本大震災における津波被害の状況等を勘案して、ソフト対策を中心とした当面の見直しを行っているところでございます。

次に、第1章からでございますけれども、防災計画自体が、第1章の総則から災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画で成り立っておりますけれども、今回は、災害防災計画、災害応急対策が中心の見直しになっております。

第1章の総則でございますが、先ほど説明した被害想定はこの想定に入れる見込みでござ

ざいます。総則では、このほか、男女共同参画の視点も盛り込む予定でございます。

次に、第2章、災害予防計画でございますが、ここでは、災害への対応の事前の準備や災害予防についての計画を記載しております。

第1節、防災知識普及計画ですが、県や市町村等は、職員及び県民に対して、地震・津波災害に対する正しい知識や災害予防、災害応急措置等の防災知識の普及啓発を図り、防災意識の高揚を図るものとされておりました。その際には、マル新で新規と書いておりますけれども、災害時要援護者への対応や男女共同参画の視点等の配慮を新たに記載したいと考えております。一般住民に対しましては、新たに、家族間による安否の確認などについても検討することとしております。

また、学校関係におきましては、大規模地震や津波が発生した場合の保護者等への児童の引き渡し等についての検討や、さらに、防災関係施設管理者に対しては、防災業務従事者の安全対策について十分な配慮を行うよう求めていく予定でございます。

また、これらに加えまして、災害教訓の伝達等も検討するというところで記載しております。

12ページをお願いいたします。

点線囲みの中でございますけれども、県では、防災知識の普及啓発策として、防災に関する講演会やセミナーの開催、各種イベントでパンフレット等を配布して啓発を行っているところでございます。今後も、さまざまな機会をとらえて、県民の防災、減災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2節でございます。

自主防災組織育成計画でございますが、組織率が全国平均に比べて20%程度低い本県としましては、自主防災組織の育成を図っていく必要があることから、市町村において組織の結成または既存の組織の活動の活性化を図

るため、手引を作成、配布し、取り組みの支援をしていこうと考えております。

また、昨年6月の補正予算で事業化いたしました自主防災組織設立促進事業によりまして、活動時の必要な資機材の整備補助を行っておるところでございます。次年度も引き続き実施したいと考えております。

そのほか、点線囲みの中でございますが、火の国ぼうさい塾やぼうさい塾卒業者のためのエキスパートによりまして、地域の防災リーダーの育成に努めているところでございます。これまでの受講者は470名を超えておりますけれども、これらの防災リーダーについては、今後とも、市町村の防災研修や訓練等で、中心的役割を担っていただく予定でございます。

その防災訓練でございますけれども、第3節の防災訓練計画では、まず、沿岸部の市町においては、津波災害を想定した防災・避難訓練に取り組んでいただくことを記載しております。

県では、複数のヘリによる活動訓練を通じまして、災害時のヘリの運航調整体制の構築に取り組もうとしておりまして、括弧の記載があります。新規に実施しました天草市における防災機関の実動訓練を契機といたしまして、ヘリ運航調整のための組織を立ち上げることといたしております。

市町村が防災訓練を実施する際にアドバイスを行う防災訓練アドバイザー派遣事業を県で実施しておりますが、今年度3市町村、これまで10市町村に対してアドバイザーの派遣を実施しておりまして、訓練の実施を今後とも促進してまいりたいと考えております。

また、学校におきましては、防災教育の積極的な位置づけを行い、地震・津波災害を想定した避難訓練を実施するものとして、訓練に当たっては、家庭自主防、それから地域住民等が連携できるように工夫する旨を記載する予定でございます。

次に、第5節でございますが、防災業務施設整備計画でございますが、今回の震災では、市町村役場等の防災拠点施設が津波災害で壊滅的な被害を受けまして、災対本部としての機能が失われたり、著しく低下したということから、これまでの耐震化はもとより、新たに、非常用電源設備の長時間化や浸水対策等の停電対策の実施について検討することとしております。あわせて、燃料の備蓄や調達体制の検討も検討していきます。また、防災センターの機能の強化も考えております。また、市町村におきましては、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に資するために、住民基本台帳等のバックアップ体制の整備についても新規事項としているところでございます。

点線囲みの中でございますけれども、バックアップ体制がもう既にできておるところが現在4市町村でございます。また、県では、現在、ヘリサイン、これはヘリコプターに対する対空表示でございますけれども、県や市町村の防災拠点施設94カ所にヘリサインの事業を進めているところでございます。それから、県庁の防災センターのスペースを拡張したり、無線設備の更新や停電対策等を今後行う予定にしております。

13ページ、お願いします。

第6節、災害備蓄物資・資機材整備計画でございますが、大規模災害発生時には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないため、新規のところでございますが、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に配慮するとともに、必要な物資については、市町村の備蓄や流通備蓄等も勘案することとしております。

また、燃料等につきましても、物資の供給や医療、ライフラインの復旧等に必要な燃料の備蓄方法を検討することとしております。検討に当たりましては、現在、石油関係団体

との災害時の燃料供給体制の構築を検討しているところでございます。点線囲みでございますように、来年度までには供給体制への協定を考えております。

全体としましては、備蓄の品目、数量等の点検を実施することといたしております。

第7節の水害・土砂災害予防計画では、消防団員等の防災業務従事者の安全確保について検討することとしているとともに、水門、陸閘等の自動化等についても必要に応じ順次整備することといたしております。

次の8節は、これまでの津波災害予防計画を、全体を津波災害に対応することから、海岸対策計画に変更しまして、津波災害対策全般について内容を充実強化しているところでございます。ここでも、先ほどの消防団員等の従事者の安全確保、それから水門、陸閘等の自動化等についても記載しております。

また、携帯電話への一斉メール等複数の伝達手段を確保するようにしておることでございます。特に、点線囲みの中でございますけれども、エリアメールにつきましては、全市町村に強力に導入を呼びかけているところでございます。現在21市町村がエリアメールへの加入をしているところでございまして、年度末までには30市町村程度が検討できるかなと考えておりますし、できましたら、梅雨時までには全市町村が加入できればというふうに今のところ考えております。

次に、11節、建築物等災害予防計画でございますが、県、市町村等の防災拠点施設について、引き続き耐震化を進めることといたしております。防災活動拠点につきましては78.3%、それから病院等の特定建築物につきましても既に97%近く進んでおりますけれども、まだまだ市町村の公共建物等がまだまだ低い状態でございますので、進めてまいりたいと考えております。

第12節の公共施設等災害予防計画でも、職員の安全確保と施設の自動化等について考え



ております。

済みません、14ページをお願いいたします。

19節、避難収容計画では、まず、避難場所、避難路については、訓練の実施の際、新規項目のところですが、災害特性に応じた緊急避難場所、避難所の整理をしていただきたいと考えております。これらにつきましては、別途市町村に依頼しているところでございます。

下の点線囲みの中の2つ目の丸のところでございますように、5月に、沿岸の14市町に対し、緊急避難場所の再点検をお願いしたところでございまして、県としては、津波の浸水想定は出しておりませんが、明らかに標高が低いところにある避難所等については、避難所としては適当ではないということで、沿岸の市町とともに見直しを進めておりまして、既に幾つかの市町におきましては、一部の見直しが実施されたところでございます。

上の方に戻っていただきまして、新規の2つ目でございますけれども、津波発生時の緊急避難場所として、できるだけ高い建築物や高台なども選定し、その収容人数等を把握していきたいと考えております。

また、案内標識、誘導標識等の設置、防災マップ、津波ハザードマップ等を作成するとともに、新規の3つ目でございますけれども、徒歩避難を原則としつつも、地域の実情に応じて、自動車で安全かつ確実に避難できる方策等について検討していくことになっております。

点線囲みの中に戻りますが、津波避難ビルの指定も既に2市町でなされておりますし、地震ハザードマップについては、25市町村で作成されているところでございます。これらにつきましては今後見直しが必要になると思っております。

避難所の環境整備では、換気、照明等の避

難生活の環境を良好に保つための設備の整備を進めるものとしております。

避難勧告等の発令基準については、全市町村の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

下段でございますけれども、避難所運営マニュアルでございますが、新規のところでございますけれども、市町村は、プライバシー確保、男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営や、感染症予防、蔓延防止及び食中毒発生予防等に対応する避難所運営マニュアルを作成することといたしております。また、栄養管理ができる医療関係者の配置や栄養管理ガイドライン等を作成することといたしております。

県は、市町村の速やかなマニュアル等の作成のため、点線囲みに書いておりますとおり、避難所運営ガイドライン等を作成することといたしております。避難所運営マニュアルは、現在11市町村で作成されるところでございます。

15ページをお願いします。

応急仮設住宅建設予定場所の選定でございますが、市町村は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた予定地の確保を図ることとしております。市町村には現在調査を既にお願しているところでございまして、4市町村で既に避難予定場所を確保しているところでございます。

帰宅困難者対策につきましては、徒歩帰宅者を支援するため、県では、コンビニ等と既に協定を結んでおりますが、さらにこれについては進めたいと考えております。

次に、20節、災害時要援護者避難支援計画のところでございますが、市町村において、平素から、情報の把握と共有、また、緊急避難場所や避難路について要援護者と支援者が共同で確認すること、また、訓練等による円滑な避難の検証、さらに、バリアフリー化の

施設整備、福祉避難所の指定促進等を図るものとしております。

避難支援計画につきましては、県では、下の囲みの中に記載してあるとおり、各種事業を通じまして市町村の策定に対して支援を進めているところでございます。また、福祉避難所も既に15市町村で確保済みでございます。

第21節でございますが、医療保健計画では、広域災害、救急医療情報システムの操作研修、訓練を定期的実施したり、新規項目でございますが、医療機関と協力して、広域災害におけるDMA Tの派遣及び受け入れ体制の整備を進めることといたしております。

16ページをお願いいたします。

第22節、災害ボランティア計画でございますが、ボランティアセンター設置運営訓練を県、県社協、日赤等関係機関と連携して実施したり、平時から、市町村、社協間での応援協定の締結など、交流、連携の強化を図っていくことといたしております。

新規事項にありますように、自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方につきまして理解を深める研修を開いたり、県外から訪れますボランティアが円滑に活動できるよう受け入れ体制を整備していくこととしております。

ボランティアセンター等の設置訓練の実績は、囲みの中のとおりでございますが、県の防災訓練の中だけでなく、各ブロックでも実施されております。

次に、第3章、災害応急対策計画に入りますけれども、災害が起こった場合にどのような応急対策を実施するかを掲載しております。先ほどの予防計画とも関連するところではございます。

第2節の職員配置計画では、被災市町村応援のための職員派遣につきまして、県職員の派遣を検討することといたしております。

第4節、応援要請計画では、市町村には、

災害時相互応援協定について、市町村区域を越える住民の広域的避難の想定などの協定内容の充実強化に取り組むよう要請しているところでございます。県としても、静岡県との協定を締結し、また、九州知事会レベルでも相互応援協定がありまして、その受け入れについて検討していきたいと考えております。

次に、第7節、災害情報収集・伝達計画では、ここにおきましても職員の安全確保に留意いたしますとともに、平時から、訓練を通じて、関係機関との情報交換体制の強化を図ってまいる予定でございます。

次に、17ページの広報計画においても、従事者の安全確保、メールサービスを追加したいと考えております。

第9節、避難収容対策計画です。

避難勧告の伝達手段として、携帯電話メールサービス等の伝達を追加しているところでございます。また、避難所運営マニュアルに基づく避難所の管理運営を追加しているところでございまして、その中では、避難所で生活せず、食事のみを受け取りに来る人たち、いわゆる自宅避難者に係る情報の把握や避難所運営に女性の視点を入れるように考えております。また、精神科医師等、専門家による心のケアの実施も重要な点と考えております。

次に、第14節でございますが、救出計画でございますが、新規のところでございますが、救出、救助活動を実施する各機関の職員の惨事ストレス対策にも取り組むことといたしております。救出については関係機関の連携が必要でございますが、括弧の中の訓練等で今後も確認していくこととしております。

15節、医療救護計画では、災害発生直後の急性期医療から急性期以降への医療体制の移行等、段階に応じた適切な医療供給体制の確保を図るとともに、新規として、救護に関与した職員の惨事ストレス対策を図る必要があると考えております。

次に、18ページでございます。

18節の生活必需品供給計画におきましても、備蓄の考えを再掲いたしているところでございます。

27節の保健衛生計画では、精神的なケアも重要視しているところでございます。

29節でございますが、廃棄物処理計画でございますが、瓦れき等の災害廃棄物の仮置き場の用地の選定、確保に取り組みたいと考えておりまして、市町村へこれらについてお願いしているところでございます。

また、1次処理、2次処理など、段階的な処理場用地の選定に取り組むことといたしておりまして、平時からの施設の処理能力の確認、それから他県との廃棄物処理協定の締結など、広域災害時の相互協力体制の整備に努めることといたしております。

第30節でございますが、住宅応急対策計画では、新規のところでございますが、県及び市町村は、民間賃貸住宅関係団体と協定を締結するなど、災害時における被災者の一時居住の住宅の確保を図っていきたいと考えております。また、市町村では、応急仮設住宅の管理運営として、心のケアや入居者によるコミュニティの形成及び運営、男女共同参画の視点に対する配慮、必要に応じて家庭動物の受け入れ等に配慮するものとして、県も管理運営に協力することといたしております。

応急仮設住宅の建設に関しましては、社団法人プレハブ建築協会と協定を結んでおりましたが、今年度において、また新たに熊本県優良住宅協会とも締結したところでございます。10月には、民間住宅の借り上げに関しまして、社団法人全国賃貸住宅経営協会と協定を結んだところでございまして、さらに、これらにつきまして検討を加えていきたいと考えております。

最後に、19ページをお願いいたします。

32節、救援物資要請・受け入れ・配分計画では、市町村において、避難所の位置を勘案

の上、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を拠点集積場所として、あらかじめ選定することといたしておりまして、県としましては、市町村の円滑な物資の受け入れが可能となるように、地区ごとに中継集積場所をあらかじめ確保して、振興局ごとになると思いますが、あらかじめの確保を考えております。

避難者への効率的な物資配送のため、民間事業者との協力体制を構築するとともに、自宅避難者や仮設住宅入居者への救援物資の確実な供給ができるよう取り組んでいくこととしたいと思っております。

以上がこれまでの計画の見直しでございますが、冒頭に御説明しましたとおり、震災対策編を震災・津波対策編という修正の形で見直す予定でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

熊本県原子力災害対策計画(素案)の概要でございます。

計画の目的でございますが、原子力災害対策につきましては、九州内の原子力発電所で事故等が発生し、本県へも影響が生じるような事態になった場合には、本県としては、情報収集や伝達、モニタリング、避難等の一連の体制を準備したいと考えております。

当面、このような考えで体制整備を図りまして、国の見直し状況を踏まえまして、必要な修正を実施していきたいと考えております。

2の対策本部体制でございますが、県では、一般災害対策と同様の災害対策本部体制で対応していく予定でございます。また、原子力の専門家はおりませんが、災害時の対応についての専門知識を有する職員等を養成していく予定でございます。

次に、災害予防計画で、情報の収集、連絡体制の整備でございますが、現在、県では、発電事業者や発電所所在県との情報収集連絡体制の構築に向けまして、現在、連携を要

請、協議中でございます。

住民等への情報伝達体制について、多様な通信手段等の活用について検討していきたいと考えております。

モニタリング体制の整備では、今年度の補正で準備いたしました機材によるモニタリングや隣接県のモニタリング情報の共有体制を考えておりまして、食品の検査体制も整備を考えております。

また、住民避難支援、健康相談及び医療体制では、市町村との連携による避難支援について、市町村を越える広域避難を視野に入れて検討することといたしております。

住民避難は、自家用車利用等を原則としまして、県や市町村は、関係機関と連携して避難用車両を確保するとともに、船舶等による避難も視野に入れたところでございます。

健康相談、医療相談では、市町村や関係機関と連携して、対応体制の構築に取り組むことといたしております。

21ページの4の災害応急対策計画は、実際に緊急事態が発生した場合の対応でございまして、事前に準備しました対応体制に基づきまして、情報の収集、住民への伝達、広報、住民避難、環境放射線モニタリング、飲料水、飲食物の摂取制限等を実施することといたしております。

5の災害復旧対策計画でございまして、継続的な環境モニタリングの実施、風評被害に対する対応、住民の健康相談、放射線物質の除去、除染等に取り組むことといたしております。

このような形で、万が一でございますけれども、原発の事故があり、県内に影響が及ぶことを想定いたしまして、県内で一連の対応ができる体制をとっておきたいと考えております。

熊本県原子力災害対策計画につきましては、一般対策編の中に新規項目として記載したいと今のところ考えております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○前川収副委員長 それでは次に、議題3、東日本大震災による被災地域の復興支援状況について、執行部から説明をお願いします。

○佐藤危機管理防災課長 引き続き、東日本大震災による被災地の復興支援状況等につきまして、22ページからの資料で御説明いたしたいと思います。

24ページをおあげいただきたいと思っております。

それぞれに下線を打っておりますけれども、12月の本特別委員会の中で説明した以後の修正分を下線でいたしておりますので、下線部分が修正ということでございます。

まず、避難者でございますけれども、現在、24ページにございますように、34万1,000人近くの方が、まだまだ全国各地に避難している状況でございます。

それから、2番目の災害見舞金・義援金のところでございますが、修正分の主なところだけ御説明いたしております。3番目のポツでございますけれども、くまモン募金、子供たちの支援のためのくまモン募金をやっておりましたが、12月で受け付けを終了いたしましたところでございまして、1,600万円を超える募金がなされておまして、1月には、岩手、宮城、福島の3県に贈呈をいたしましたところでございます。

1ページめくっていただきまして、人的支援の中で、(5)でございますけれども、行政支援として、東松島市に県と市町村の合同チームを実施しておりましたけれども、これも、12月の委員会で御説明しましたとおり、12月23日をもちまして当該チームの派遣は終了したところでございまして、4月からの9カ月間で、45市町村の職員を含めまして、延べの523人を、短期的でございますけれども

も、派遣したところでございまして、多くの方々が行っておりますので、これらの方々の報告等をもとに、計画の見直しや、また今後の対策に当たっていききたいと考えております。

こういう形で短期は終わっておりますが、次の福島県であるとか、(6)保健活動支援、(7)被災農地の塩害対策、それから(8)、それから(9)と、中長期の専門的な派遣は今後も引き続き今やっているところでございまして、今後とも被災地のニーズに合った人的派遣を実施する予定でございまして。

26ページをお願いいたします。

支援物資でございまして、県民からの提供分、(1)のところでございますけれども、4月に支援物資を受け付けまして、14万3,000点集まっておりますけれども、1万弱につきましては、なかなか支援とマッチングがうまくいきませんで送れなかったところでございます。けれども、その後、ボランティア団体等との連携におきまして、6回に分けて輸送したところでございまして、2月8日をもって、すべての支援物資を送付したところでございます。非常に県民の方々の善意でございまして、何とか活用をと思っておりますけれども、すべてうまく送ることができました。

それから、5番の被災者の受け入れ状況でございますけれども、公室長からも説明がありましたとおり、県内、微増の状況でございます。県内の避難者数でございますが、前回の御報告では125世帯291人と御報告しておりましたが、今回、131世帯304人ということでございまして、ここ2カ月間でやはり微増でございます。この状況がしばらく続いている状況でございます。これらの被災者の方々に對しましては、以下に書いておりますように、公営住宅の提供であるとか、児童生徒の就学支援であるとか、就労支援等を行っていききたいと考えております。

最後でございますが、これも公室長からの説明にございましたとおり、28ページの最下段でございますけれども、ちょうど東日本大震災から1年たちますことから、被災地の復興を応援するとともに、県民の防災意識を高めるということでございまして、県庁の新館の1階に「県民の広場」がございまして、そこでパネル展を開催する予定でございます。1週間程度でございますが、その中には、書いておりますように、義援金の募集をしたり、東北3県の物産を紹介したり、それから、今ちょうど東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじがございまして、それらの御紹介もして、少しでも被災地の支援に役立てばと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○前川収副委員長 次に、議題4、その他に入ります。

海岸堤防に関する基礎調査について、執行部から報告をお願いします。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

昨年10月3日に開催されました第4回震災及び防災対策特別委員会で求められました海岸堤防の基礎調査に関しまして、海岸関係4課が連携して調査した海岸堤防の高潮整備状況について、別添報告資料に基づき、報告させていただきます。

まず、1、海岸堤防の現況高さ等について。

高潮対策の進捗状況及びこれまでの海面上昇による影響に関する評価に関する調査結果を御報告申し上げます。

高潮対策の進捗状況ですが、2ページをらんください。

本県における高潮要対策延長は575キロメートルでございますが、これに対して、これ

までの事業計画に基づいて高潮堤防としての整備が完了している海岸延長が459キロメートルであり、県全体としての整備率としましては、80%という結果でございました。

3ページをお願いいたします。

この80%という県全体の整備率を図に示しております3沿岸に分割し、各沿岸に対して評価するとどのようになるかをあらわしたものです。有明海沿岸域の整備率が83%、八代海沿岸域が79%、天草西沿岸域79%の調査結果を得、3沿岸域間の整備率及び各沿岸と県全体の整備率に大きな遜色がないことが判明いたしました。

次に、海面上昇による海岸堤防への影響に関する評価結果について御報告いたします。

4ページをお願いいたします。

図上に31海岸を表記しております。この31海岸は、平成17年に本県の海岸保全基本計画を作成するに当たり、代表海岸として抽出した31海岸となります。この31海岸に対して、これまでの海面上昇も反映していると考えられる直近の潮位データや平成11年度の台風18号に伴う高潮災害を踏まえた最新の計算手法に基づき、高潮に対する必要天端高の再検証を行っております。

5ページをお願いいたします。

再検証の結果を図化したものです。橙色の四角であらわした点が再検証で得た必要天端高を、灰色で示した棒グラフが現況堤防高さをあらわしております。橙色の四角と灰色棒グラフに差が出ている海岸は必要天端高が不足するということになりますが、不足部分を水色で着色している海岸につきましては、天端高を確保するためのかさ上げ工事を実施しているところで、現状といたしまして、これまでの海面上昇があつたとしても、整備している堤防高で満足している海岸が30海岸、天端高が高潮対策上不足する海岸は河内港海岸の1海岸で、高さが20センチ不足することが判明いたしました。

1ページにお戻りください。

中段2の今後の対応についてでございますが、津波に関しましては、国の中央防災会議の最終報告を踏まえ、平成27年度に施設計画上の津波高さに対する検討を行う予定としております。その検討結果を踏まえながら、必要に応じ、堤防高さの見直しとかさ上げ等の検討に取り組んでまいります。

今後の海面上昇については、国の動向を見きわめつつ、必要に応じて、堤防高の見直しとかさ上げ等の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で海岸堤防に関する基礎調査についての報告を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○前川収副委員長 以上で説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

○小杉直委員 最初に、早目に質問しておきますが、佐藤課長、この立派な防災計画の見直し案については、11ページから詳しく聞きましたが、これは、完成は、おさらいですけれども、いつごろ完成予定ですか。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

まず、ソフト対策を中心としました現在の当面の見直しと申しますか、できる限りの見直しでございますけれども、につきましては、5月の防災会議に諮りますので、その時点で一応完成だと思っております。

それから、ハード整備等を含めた地震、津波の想定が出ました後の対策等につきましては、そこにつきましては、ソフトにも影響する分があると思っておりますし、今回見直した時点のものもございまして、今回の大震災を受けての見直しは、25年度の、基本的には5月になると思いますが、5月の防災会議で見直

したいと思います。

ただ、防災計画といたしましては、これは毎年度見直すということになっておりますので、その都度、必要なところがございましたら、毎年の見直しも実施したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○小杉直委員 繰り返しますと、この見直しが一応完全に終わるのは、25年の5月という意味ですかね。

○佐藤危機管理防災課長 そのように考えております。

○小杉直委員 御承知のとおり、災害はいつやってくるかわかりませんので、私もこの防災委員会をつくるべきだと提言した一人でもあるわけですが、正直言うて、時間のかかるなど思うのが正直な気持ちですたいね。それで、それはもう総合的に見直すけんやむを得ないところもあると思いますが、主な見直しの大きなポイントは、津波対策がなかったということが大きなポイントの一つでしょう。

○佐藤危機管理防災課長 津波対策がなかったということも大きな見直しの一点でございます。

○小杉直委員 それで、3.11のときには、天草に80センチ津波が押し寄せてきたわけですね、影響で。満潮と重なったならば、恐らく浸水しとただらうと当時判断されたわけですが、今高潮対策についてお話がありましたたいな。記憶が正確じゃありませんが、平成11年に、不知火町で、高潮被害で約10名の方が亡くなったというふうな過去もございますので、応急計画、いつ発生してもそれに対応できる、即応できる応急計画というのを、来年の5月までの間に、地震に伴う高潮あるい

は津波、その面だけでもとらえる即応の応急計画をつくることはできませんかね。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

現在も一応の対策は記載されております。非常に手薄という部分もございますが、現在の対策の中で応急的なものといえますか、当面できるもの、これはもう昨年の4月の発災直後から、例えば、避難所の見直しであるとか、それから避難路の確認であるとか、そういうのにつきましては、市町村を通じましてお願いしている部分もございます。現在起こったら非常に心配というのは私どもも一緒ではございますけれども、一応の対策はできるものというふうには今のところ考えております。

○小杉直委員 ちょっとくどいようですが、そんならば、近々に大地震、津波、高潮発生した場合の即応体制といえますか、即応計画といえますか、そういうことはどういうふうにご考えておられますか。

○牧野危機管理監 ただいまの御質問、私の方から。

昨年の震災以降、見直しをスタートいたしました。できるところは、もう見直しつつ取り組もうというふうな考えで進めているところでございます。そこでのポイントは、先ほど言いましたように、津波に対する取り組みとか見つかったんですけども、当面の取り組みといたしましては、まず避難、そのための前提となる情報、こういうふうなものはソフトですので、すぐ取り組めるというところですので、例えば、情報につきましては、津波警報なり情報なりをいち早く各自に伝達するメールシステム、こういうふうなもの、それから避難につきましては、避難所をつくりかえるとかなかなかできませんので、少な

くとも現在の避難所の中で選定をしていただいて指示を出していただくと、そういったものを市町村に年度当初からお願いいたしまして、まさにできるところから取り組んでいるということでございます。

ですから、完全かということになりますと、今後も引き続き充実させますが、見直しは進めておりますけれども、できるところからやっているんだと。先ほどの説明資料の中の点線の箱に入れておりましたんですが、それがもう既に取り組んでいるところというふうなことでございます。

○小杉直委員 提言も兼ねた再質問になりますが、佐藤課長とか危機管理監がおっしゃったような方向でされるとするならば、今のようなお考えをもう少し県民の皆さんにPRされたらどうですかね。いざ、ぱっとあしたでも発生した場合にどのような即応体制、即応計画になっとなるかということ、ちょっと——随分、周知がまだなされていない気がしますので、提言を兼ねて、そういう方向に対する考え方、いかがですか。

○牧野危機管理監 引き続きそこはPRしたいと思います。例えば、メールシステム等につきましては、簡単に登録できるようにという見直しを含めてPR等をやっておりますけれども、そういうふうな点も含めまして、並行して取り組んでいきたいというふうに思います。

○小杉直委員 それで、来年の5月までに完璧に仕上げるわけですが、今いろいろ答弁されたことを含めて——いろいろ訓練もやっとなるでしょう、いろんな実動的な訓練もですね。そういう訓練もこうやってやっておると。もちろん、新聞、テレビでのニュースとしては流れますけれども、県の考え方としては、そういうふうな訓練も含めたところで、

即応できるようなことはやりながら、今総合見直しをやっておりますというふうなPRをお勧めしておきます。

以上です。

○前川收副委員長 ほかにございませんでしょうか。

○大西一史委員 今、小杉先生のお申し出、本当にごもつともだなどと思って横で聞いておりましたけれども、この県の地域防災計画自体もこの厚さですから、私も、去年、震災直後にこれをホームページから引っ張り出して見たんですけれども、これを見るだけでもう何時間もかかってしまうような代物です。

今、小杉委員もおっしゃりたかったのは、いかに機能するような計画にしておくかと、即応できるようにするかということで、この計画自体の見直しというのは当然いろんな形でやっていっていただきたいと思いますが、やっぱりそれをどう機能させるかというところ、そしてそれがどう機能するのかという——機能しないところがあればどこなのかというそのチェックが、この見直しを進める中でやっぱりやっていただきたいことなんです。

私、例えば、最近、火山の噴火あたりも、ちょっと予知の面で、いろいろ将来的に出てくるんじゃないかなと、今これをずっと探しよったんですけれども、何ページにいったらいいのか、探すのすら——見つけましたけれども、非常に苦勞するんですよ。そうなりますと、やっぱり実際には、本当に想定される地震であったり津波であったり、それから、例えばそういう噴火であったりという、その災害種別ごとにどうするのかということ、非常にかみ砕いたもの、それをやっぱり市町村レベルでこれはおつくりをしていただくことになるんだろうと思います。そういったものとの整合を、それを県と市町村、それ



から市町村から今度はまた地域というふうにとんどんとんどん行きますけれども、やっぱり第一義的には地域だろうというふうに思います。

ですから、そういう意味では、例えば、きのう、たまたまうちの地元でその防災訓練、避難訓練とかがありまして、それは数百の方が——700人ぐらいの方がちょっと集まったんですけども、それで、いろいろ気づく点が非常にあります。一方で、こういう大きな計画との整合という意味では、非常に難しいといえますか、なかなかそれが本当に、果たしてこれが、計画自体が見直されたものが機能するかどうかということの確認というのは非常に難しいと思うんですよ。だから、その点についてしっかりやっていただきたいというふうに思うんですが、そういう点での確認というのはどうお考えですかね、今のところは。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

今委員の方々がおっしゃったとおり、非常にこれを実際機能させるとというのが一番大事なところだと考えております。

私たちが非常に——例えば訓練にしましても、大きな訓練から小さな訓練がございまして、特に、自主防単位といえますか、地区単位で行われる訓練が一番重要ではないかと思っております。地区の方で、例えば避難訓練でも結構ですし、避難訓練をしていただいて、危険箇所がどこにある、それから避難所がどこにある、避難所の問題点が何があるというようなことを把握していただきながら、どの点を改善すればいいかということが大事なかなと思っております。

そういう訓練も大事だと思いますし、どういう形で機能するという形につないでいくかということですが、この計画のもとに、それぞれの下部計画であるとかマニユ

アル——ちょっとマニュアルは結構書き込ませていただいておりますけれども、避難所の運営マニュアルであるとか、そういうのをつくりながらやっていきたいのが1点ということでございます。もう一点は、先ほど小杉委員の方からもおっしゃっていただきましたけれども、訓練、訓練の中で確認する分が多々ございますので、まず1回、避難訓練でもいいし、市町村レベルでいきますと、市町村の総合訓練もございまして、そういう訓練も実施していただきながら、その中で確認すると。訓練等につきましても、市町村レベル、また地域レベルに県が入っていくのはなかなか難しいところがございますけれども、さまざま工夫をしながらやっていくということで考えております。

それが2点目でございますが、3点目としましては、これも、この計画を見直す中で、毎回わかっていたところがございますけれども、やはりどうしても市町村が果たすべき役割が多いということでございます。市町村との意見交換会、11月に引き続きまして2月でも開催させていただきまして、市町村でどの辺が問題なのかと、どういう支援ができるのかというようなことも意見交換しながら、計画の見直しを今後とも進めてまいりたいと考えております。

○大西一史委員 今いろいろお話ありました。やっぱりその市町村であるとか、どんどんより小さい単位での対策というのが非常に重要だということ、私も非常に認識しております。

やっぱりそのことの整合がきちっととれているかどうかという確認、それから、あと、市町村から意見を聞くというお話ありました。こういう機会、やっぱりふやしていただきたいと思っております。災害対策というのは、トップダウンの部分もあるんですけども、ボトムアップで課題が見えてくる部分が非常に私は

多いと思うんですね。実際に、阪神・淡路大震災のときなんかでも、結局全く被災状況が官邸が把握できなかったと。私も官邸にありました、そのとき非常にびっくりしたんですけれども、そういう状況が機能、ワークしていないという部分がどこにあるのか、どこが引っかかってくるのかというのは、常に繰り返して訓練なり、それから、そういう情報の共有というのをすり合わせをしておかなければできませんので、その点は十分やっていただきたいということをお願いしておきます。

それともう一点、これはちょっと細かい具体的な話になるんですけれども、緊急地震速報というのが最近では流れるようになりまして、大体携帯電話なんかでも私も設定をしたりしておるんですけれども、例えば、県庁の庁舎で一斉放送であるとか、そういったことというのは考えてないんですかね。緊急地震速報を一斉に放送するとかそういったこと。

○佐藤危機管理防災課長 防災課でございます。

緊急地震速報の場合、非常に短時間、もう本当に5秒後に来たり10秒後に来たりすることで、今、機械的に、いわゆるJ-ALERTを通じまして、各市町村が持っている同報系の防災行政無線を自動起動といいますか、自動で起こしまして流すというのはできます。ただ、県庁の場合、ちょっと今県庁の放送施設を使って自動起動してというのに至っておりませんので、我々が確知しましたらすぐ流すというような形にならざるを得ぬというのが状況でございます。

○大西一史委員 緊急地震速報も、たまたまそれが来なければもうそれにこしたことはないわけなんですけれども、速報が、要は聞けなかったか聞けたかで、身構え、随分私は違うと思うんですね。

震度5強のとき、菊池、それこそ前川先生のところの地元で遭ったときに、私も——あれ、11時半位ですかね、もう電話で携帯ががんがん鳴ったんですね。それで、これはというふうに思って身構えて、テレビなり、とにかく身の回りのものをこうやって押さえたということがありましたけれども、そういう構える、構えないで随分違うので、そういったせっかくのJ-ALERTなり何なり使えるものがあっても、それが今の放送設備、なかなか全体改修するというのは難しいかもしれませんが、やっぱり少なくとも県庁であるとか、それからそういう市町村であるとかという行政機能というのは、非常にそういう面では対策を打っておかなければ私はならないんじゃないかなというふうに思いますので、今後そういうことをやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

今、大西委員もおっしゃったところでございますけれども、私どものメール登録にさせていただきますと情報として入りますし、今エリアメールを進めておりますけれども、エリアメールの形でも緊急速報は入るようになっておりますので、ぜひ、今市町村にお願いしているのは、エリアメールをすれば、携帯を持っておれば、一応対応機種だけでございますけれども、対応ができる機種につきましては、緊急速報は携帯の形で入るということでございます。済みません。

○前川收副委員長 いいですかね。

○大西一史委員 いいですよ。

○前川收副委員長 ほかにございませんでしょうか。

○鬼海洋一委員 報告いただいた4点の中で2点だけ質問とそれから要望申し上げたいというふうに思います。

1つは、ちょっとくどいようになりすけれども、昨11月議会でも1つ問題提起をいたしました。それは、昨年の3.11災害以降の熊本県経済の状況でありました。今御報告いただきまして、それぞれの業種ごとに、ほぼ回復、あるいはそれ以上の機運になっているというようなお話でありましたが、しかし、これ以降どうなっていくかということで非常に心配をすることがあります。基本的には円高が作用していることでありますが、実は、車関係や、あるいは、特にこれまで熊本県の主力産業でありましたIC関連、こういうところが、私の耳に入ってくるだけでも、海外へのシフトが具体的に進められているようでありまして、この夏の電力の需給状況を判断する上で、恐らくは、あと半年後ぐらいには雇用問題で大変大きな問題になってくるんじゃないかというぐあいに実は心配をいたしております。

先ほど、6ページで電力の需給状況については御報告いただきまして、この冬は何とか乗り切った、しかし、この乗り切った状況も、それぞれの家庭は家庭なり、あるいは企業は企業なりが、これ以上できないというぎりぎりの状況での節電が功を奏して、こういうぐあいになったんじゃないかというふうに思っておりますが、依然として、ことしの夏の電力の需給計画については、不安定な状況になっているというのが御説明いただいた中でも見ることができるんじゃないかというふうに思っています。

先般、テレビで、古川大臣とそれから自民党の林政調会長代理の討論があつておりました。この中でも林代理の方から強く指摘されておりましたが、このエネルギーの将来展望というのがまだ政府としてはっきり示されて

いない、そういう状況のもとで、日一日刻々と日本の産業空洞化が始まっている現状についてどう考えるかという、こういう指摘もあつておりまして、私としては、まさしくそのとおりだというふうに思っておりますけれども、そういう状況のもとで、これからの熊本県における想定される事態にどう備えておくかということについては、今1つ取り上げておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

そこで、そういう影響を受ける企業、産業に対する何か支援措置があつているのかどうか、あるいはそういうものに対する県としての実態把握であり、あるいは適切なアドバイスと支援の状況についてどうお考えなのか、まず、このことをお伺いしたいと思います。

○前川収副委員長 経済的な視点からの支援等々のことでしょうか。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

県の、特に、製造業を中心とした産業界への影響につきましては、テクノ産業財団の方で定期的に今影響等について把握をしております。

震災の影響、それから円高の影響、いろんな要因がありますけれども、それについてそれぞれ把握しております。現時点で地場企業の方からの影響としては、やっぱり円高についての影響がありますというのが大勢を占めております。

震災の影響に関しましては、影響がありますというお答えは、前回9月には29%ぐらいありましたけれども、12月の段階では20%ぐらいまでだんだん落ち込んできております。その分、逆に円高の方に対する不安が……。

○前川収副委員長 電力需要については……。

○高口産業支援課長 電力に関しては、現在、地場企業に関しては、対策をとっておるところ、とってないところありますけれども、主に地場企業さんは、例えば、断熱対策とか、LEDに変えるとか、とりあえずは、自分たちのやれるところから今やっっている状況です。

○前川収副委員長 それに対する何か手当てはやっているんですかという意味です。

○高口産業支援課長 現状では、財政的な支援は当課の方ではございません。

○前川収副委員長 ほかの課であるところありますか。——ないですね。

じゃあ、引き続き鬼海先生。

○鬼海洋一委員 円高が非常に大きなファクターだということはよく承知をしているんですが、しかし、今それぞれが私のところに相談があるんですね。この前、昨年もちよっと報告をいたしましたように、この安定供給というものが、現在の企業の生産上、工程という構造上の問題として非常に困ると。だから、この上では、日本の中における生産というのは非常に難しい、だから外に行きますと。こういう話が何件か私のところにあっているものだから実は今申し上げたわけですけども、もういよいよ人員整理をやりますと、あるいはこの工場をどういうぐあいに使用するかという、ちよっと相談に乗ってくれませんかというところまでの相談も来ているわけでありまして。できるだけ、これから進んでいく熊本県経済、産業界の動向について深く目を向けていただいて、それらの課題にこたえるための体制、あるいは支援策をどうするかということをご検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

す。

○前川収副委員長 ほかにございませんでしょうか。

○松岡徹委員 3点ほど。

1つは、さっき小杉委員、大西委員からお話があったことと関連してですけれども、以前、見直しを進めていくと、きょうの報告でもかなり努力されて前進していると思うんですけれども、同時に、来年5月にまとまるけれども、それまでどうするかという点で、以前、9月のときに提起したかと思えますけれども、京都みたいに暫定計画的に、いわば煮詰まったところから、それはそれとして、計画として暫定的なものであっても進めていくといいますかね、そういう二段階的な対応が必要じゃないかなと。

いつか議案説明会のときに蒲島知事にもそのことを申し上げて、知事も、やれるところからやっけていきますというような形の答弁だったけれども、その点はいかがかというのが1つと——これはもう答弁要りません。私の意見ですね。

次は、この地域防災計画、相当厚いんですけども、防災は、予防、応急、復旧、復興というか、そういう流れになるかと思いますが、これで見ると、第2章が災害予防計画になっているんですね、これはね。その中で、水害とか高潮とか地すべりとかずっとあるわけですけども、今問題になっている震災と原発、そういうのを、ここの災害予防計画の第2章のところでも1つの節として上げる必要はないのかなと。それぞれ震災のところでもまた予防は予防であるんですけども、ちよっとこの地域防災計画を改めて今度チェックしよって、そういう点がどうなのかなとちよっと思いましたので。

それからもう一つは、これは教育政策課の方になるかと思いますが、原子力災害対策計

画の御報告がありましたけれども、この災害予防計画の21ページの一番上の原子力災害等に関する普及・啓発、訓練の実施というところで、原子力災害等に関する知識等の普及、啓発に努めるとありますが、学校教育での原子力教育といえますか、今御承知のように「わくわく原子力ランド」というか、あれは今もう余りにもひどいのでなったんだけど、その後の副読本は、県としては何を使っているのかなということですね。

その2点をちょっと伺いたいと思います。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

先ほど管理監から御説明をしたとおりでございます。計画ではございませんが、当面やれることは、先ほど括弧書きの中にもございましたとおり、今実施できるものはもう既に実施に入っているところでございますので、そういう形でやりたいと思います。

それから、原子力対策につきまして、どのどういう形でということでございますが、先ほどちょっと一般対策の中でということでございます。今大きくは、一般対策編と震災対策編の2つに分かれております。原発事故対応という形で、立地県等では、原発対応編というのを別個つくっているところもございますが、全体としては、一般対策の中で実施したいと考えておりますので、一般対策の中で熊本県特殊災害対策計画というのがございますので、それらの中の位置づけにするか、もう一つは、航空機の対策とか、海上災害対策でございますので、その並びで節として入れるか、そのちょっと2通りについて今検討中でございます。また検討委員会の中でそこら辺は検討していきたいと考えております。

○前川収副委員長 教育委員会、答えますか、副読本の話。わくわく原子力、その後の

話。

○田中教育政策課長 原子力教育の関係では、ちょっと私ども詳細は承知しておりませんが、義務教育の小学校、中学校それぞれで、中学生のための放射線副読本と、それから高校生も含めて放射線の副読本というのを使ってやっているという状況でございます。

○松岡徹委員 この放射線等に関する副読本というのが、今お話がありましたけれども、これは、いろいろ調べてみたら、委託先は、日本原子力文化振興財団といって原子力業界が1999年につくった財団なんです。それで、理事長とか理事なんかも、東京電力の幹部とか中国電力の幹部とかが入った財団につくってもらった本なんです。ですから、中身は、放射能は自然にも日常生活でもあって、いわば普通なんです。がんも、普通のたばこか何かと、それでがんができるその中の一つですとか、もちろんチェルノブイリやスリーマイルなんかないし、福島のことほとんど書いてなくて、要するに、何か新たな安全神話教育のような本になっただけです。

私は、いわば原子力災害について、県の防災計画の見直しの中で改めて位置づけて、具体的に——きょうも御報告があったように、している中で、小学校、中学校、高校に対する教育では、何かそれと全く違った、原子力は大丈夫なんだというのがベースになった副読本が使われているというのは、本当におかしな話だと思うんです。これは今使っているということだけでも、私の意見としては、もうやめるべきだと、そういうのは。やっぱり本当に、今さっきも報告があったように、34万人余が、今まだ避難生活されているわけでしょう。そして、福島の子供たちがどういう状況にあるのか、そういうのを考えた

ときに、小学校、中学校、高校の子供たちに今何を教えにやいかぬのかということを考えて場合に問題があると思うんですけども、答えにくいと思いますが、いかがですか、御意見。

○田中教育政策課長 先ほどお話ししましたこの放射性副読本、これは、発行は文部科学省でございます、今使っておりますのは。

○松岡徹委員 そんなの当たり前なんだ。文部科学省が委託したところがどこかという話をしているわけだ。

○田中教育政策課長 著作、編集につきましては、放射線等に関する副読本作成委員会というんでございまして、委員長は大学の教授、それから委員は、いろいろな大学教授とか教諭等を含めた委員の方々に構成されたものとして発行されておりますところでございます。

○松岡徹委員 それはそうなんですけれども、形はそうなんだけれども、実際委託したところはそこなんだということを言っているわけです。それはもちろん財団が直接するわけじゃないわけですけども。中身がまた僕が言ったような形になっているというその関連で。そういうのはやっぱり今の時期に、原子力災害でこれだけ国民が苦しんでいるときに、学校現場で教えるものかということですよ。

○前川収副委員長 御意見、御要望ということでよろしいですかね。

○小杉直委員 18ページ、産廃課長の加久課長でもいいし、松見室長でもよかわけですが、瓦れきの撤去、去年、発災直後しばらくして、熊本市を含めて県内の市町村が、2～

3、瓦れきの撤去について協力しようとして手を挙げましたが、その後、放射能汚染が社会問題になって、みんなその手はおさめてしまっておられるわけですが、御案内のとおり、もう瓦れきの処理は国を挙げて国民一致して協力せぬと、まだ数%の処理しかできていないということで、大きな今後の復興の障害になるわけですが、この熊本県の場合には、一般廃棄物ですから市町村の役目と言いつつながらも、放射能を含めたところの汚染を十分検査して、安全ならば瓦れき処理に協力するというふうな方向性について考え方はありませんか。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

委員御指摘の災害廃棄物の件で広域処理についてでございますけれども、もう委員も御承知のとおり、災害廃棄物は、一般廃棄物でございます。したがって、処理は市町村がすることとなっておりますけれども、原因発生の市町村では処理ができないということで、現在、国の方からは広域処理ということで、各それぞれ市町村に対して依頼がなされているところでございます。

受け入れるか否かにつきましては、したがって、市町村が判断することとなりますけれども、受け入れた以上は、市町村はその管理責任者として責任を持たなければならないということから、現在のところは、環境省が昨年10月に希望をとりましたけれども、検討しているところはなかったというところでございます。

なお、本県といたしましては、国から県を通しての広域処理についての協力依頼の文書やあるいはパンフレット等、市町村の方に情報提供しているところでございます。

広域処理が必要であることは十分に認識して関心を持って臨んでおり、現在、全国の受け入れ状況のデータや国の制度運用につつま

して、調査をしているところでございます。

いずれにいたしましても、受け入れるところが、まだ今のところ東京都がメインになって受け入れている1カ所ということでございますので、そういったもののデータもいろいろと参考にして、その上で、最終的に市町村の方で受け入れの検討をされることになろうかと思えます。そのためのデータ等の収集について今現在努めているというところでございます。

○小杉直委員 確認ですが、国の方針を受けて、熊本県で県内の市町村に受け入れるところはありますかという問い合わせはやっているんですか、やっていないんですか。

○加久廃棄物対策課長 それにつきましては、10月の段階で1回、国の方からの照会を受けて、私どもを通してやったところでございます。

○小杉直委員 その結果はどうでしたか。

○加久廃棄物対策課長 その結果につきましては、今申し上げたとおり、検討しているところは現在のところないというところでございます。

○小杉直委員 なら、一委員としての要望ですが、2度ほど現地を視察に行きましたけれども、行った方もたくさんおられると思いますが、もう瓦れきの撤去した後は、空爆、空襲に遭ったような、焼け野原的な現況になっているわけですが、莫大な瓦れきを撤去しなくてはどうしても復旧も復興も進まないという現状ですから、一委員としては、熊本県の方も、瓦れき撤去に協力する方向で考えていただきたいという要望で結構でございます。

○西岡勝成委員 海岸堤防に関する基礎調査、早速行っていただきましてありがとうございます。

この1ページ、私、奇異に思ったんですが「その結果、31海岸のうち、30海岸については、これまでの海面上昇があったとしても、整備している堤防高で満足することが判明」。これはえらいと思うんです。これは、今の平常時の海面上昇、海面が20～30センチ温暖化で上がっているような話ですけれども、そういう中での、台風時じゃなくて、普通の状態の中での話なんですか、それとも、台風が来て高潮になったり、そういうときの話ですか。

○平尾漁港漁場整備課長 これにつきましては、温暖化と特定するわけには申し上げられません、近々の潮位データをもとにして、台風が発生したという条件下で堤防の高さを再検証した結果でございます。

○西岡勝成委員 ということは、台風が来ますと気圧が下がりますので、海面が上昇しますよね、不知火のあの災害みたいに。そういうことがあっても、大体9割は大丈夫だというようなくらいだといいいんですけれども、えらいこれは非常に何か楽観的な感じがしてならないんですけれども。

○平尾漁港漁場整備課長 先ほど説明で申し上げましたように、近々の潮位データをもとにして、今委員がおっしゃいました在築の、まさに高潮災害が起きた後に、関係4課で共通した外力設定等々に基づいて、計算手法に基づいてということで計算した結果でございます。

○西岡勝成委員 牛深も四面海なんですけれども、漁港地帯で、この近年の高潮というか、潮位が上がっている関係で、仮に台風あ

たりが来て湾奥に行きますと、さっき言います気圧の関係とか、風の関係とか、一遍に押し寄せる地域が幾つか感じとしてあるんですね。住民の人たちも非常に——ふだんから道路が冠水したり、いろいろ対応はしてもらっていますけれども、そういう地区が何カ所がある。この防災計画にしても、ハザードマップにしても、そういう地域は地域でも最初から捨ておいて逃げるように、最初から整備ができるわけじゃないので、お年寄りが多い中で、やっぱり避難を勧告するような場所が幾つもあるような感じがするんですね。

これを見ると、そういうところの必要はないような感じさえしてしまうんですけども、そういう理解でいいんですかね。

○平尾漁港漁場整備課長 今回の検証は、潮位データ等々がそろっている、先ほど申しました31海岸、これは、海岸保全基本計画を策定する際に代表点として抽出した点をもとにしております。ですから、他の海岸については、明確に天端高の過不足については今申し上げることはできません。ただ、31海岸の中で、委員の方からも申しただいたように、31分の30は一応合格点、31分の1が落第点というふうな格好なんで、それから単純に累計、推計はできませんが、おおむね整備水準としては確保されているのではないかとこのふうには思っております。

○西岡勝成委員 熊本県の場合は、不知火町でああいう災害が起きて、そこもそんなに別に、仮にこういう調査をして、災害が起こる前にしても、そんなに危険な状態じゃ私はなかったと思うんですね。要するに、湾奥部で、風が吹いて気圧が下がり、そういう悪条件が重なって、ばあっといったような感じがするんですけども、そういうのが私は幾つもあるような感じがしてならないので、余りにもこの調査結果が、何か楽観し過ぎやせぬ

かなと思ったりしたものでお尋ねしたんですけども、それで、調査、いろんなデータに基づいてされてあるとすればそれでいいんですけども、やっぱり避難体制というのはつくっておかないと、海岸線は、簡単には私はいかない部分が多いと思いますよ。

○前川收副委員長 最後に、委員長、お願いします。

○村上寅美委員(長) 平尾課長、落第はどこね。

○平尾漁港漁場整備課長 申しわけございません。河内港の海岸線でございます。

○村上寅美委員(長) それで、だから、30のところをベースで安全だというあなたの説明だけれども、それは今データに基づいて安全だということは多としても、西岡先生話されたように、やっぱりどういうアクシデントがあるかわからないから、十分にそれは今後も研さんしてすべきだと思います。

それから、落第は、また改めて落第のところは、やっぱり特別にそれは施策を組んでくれなきゃ、落第は打ち合わせというわけじゃなかろうたい。どがね。

○平尾漁港漁場整備課長 済みません。そのところは港湾課長の方にちょっと……。

○手島港湾課長 港湾課です。

先生おっしゃるように、落第しているところについては、ちゃんと何か手配をしていかなきゃいかぬと思います。

○村上寅美委員(長) 何らかの措置をする。

○手島港湾課長 幸いに、波が越えるだけだもんで、絶対すぐせにやいかぬということは



ないんですけれども、必要だと思っておりますので、ぜひともやっていきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 簡単に2つだけ。

まず、20ページの原子力災害対策計画で、情報の収集、連絡体制の整備ということから、事業者及び所在県からの迅速な情報収集体制の整備、これは要請中というぐあいを書いてあるんですね。それで、この事業者というのは明らかに九州電力ですけれども、ここは所在県ではありませんが、支社は熊本にあるんですけれども、そういうところとの連携、あるいは将来の恒常的な組織という意味で、どういうぐあいに考えておられるのかというのが1点です。

それからもう一つは、先ほどからあっておりますように、この基本的な取り組みについては議論されておりますから、細かにまた整備されていくというふうに思いますが、応急体制の中で今取り組んでいなきゃならない課題があると思います。それは、前回、9月議会でちょっと紹介をしましたように、例えば、私のところは0メートル、1メートルぐらいでしょうかね、今。特別支援学校、養護学校があります。ここは、避難すれば、何キロも先しかもうなかですよね、山が、丘が。だから、こぎゃんとはどぎゃんすつとよかつかなというふうに思いますね。

それと、例えば義務制の学校でも、海の音が聞こえるところに建っている学校あたりも県内では何カ所かあるというふうに思うんですが、こういうところは、そこ、単独校だけでは体制とれるか、とてもできない状況だと思います。そういうものも既に教育委員会の中で取り組まれているというふうに思いますが、けれども、どういうぐあいに把握されながら全体として支援する体制をおつくりいただいているのか。

この2つだけ。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

事業者としての九電との関係でございますけれども、委員おっしゃられたとおり、熊本支社を通じまして、一応連携体制はとれているつもりでございます。11月7日に今回の原発オンリーの委員会を開いたときも、九電の方から、これは本社も交えて来ていただいたり、また、連絡会議といいますか、うちとしましては、今調整会議を開催中でございますので、今後とも連携をしてやっていきたいと考えております。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

今お尋ねの特別支援学校でございますけれども、確かに、特別支援学校の子供たちにつきましては、自分で避難することが困難だというような生徒さんもいらっしゃいます。具体的な生徒個々人の対応といいますと、マニュアルを作成しまして、この子供さんにはこの先生がというような形のマニュアルを作成して、避難の訓練等をやっておりますし、特別支援学校につきましては、特に、年に火災訓練とか、それぞれに回数も多くやっているところでございます。それから、特に松橋養護学校につきましては、寄宿舎生も44名ほどおりまして、こちらは、夜間になりますと教員も不足するというところで、こちらにつきましては、地元の消防団と連携した夜間の避難訓練等をやるようにしております、各学校につきましても、今回の地震を受けまして、避難の訓練、それらのマニュアルを改めて徹底するような指導をしているところでございます。

以上です。

○鬼海洋一委員 ありがとうございます。単独校ではとてもできない、そういう問題

が多々出てくると思いますね。ですから、ぜひそれぞれの学校の現状把握をいただいて支援をする、県として、あるいは周辺も含めて支援をすべきものについて整理をしていただいて、具体的な対応をいただくようお願いしておきたいと思います。

○松岡徹委員 瓦れき問題で、私は、これはなかなか難しい問題で、基本的には放射能汚染を拡散しないということと、それから住民合意でやると、それから、やっぱりその費用はもう全部国の負担でやるという、これが原則だと思うんですけども、僕の意見ですけども、ここに全国都道府県議長の要望書というのが1月24日付のがあるんですけども、この前文がなかなかよくできているというふうに思うのは、いつかもここでも言いましたように、クリアランスレベルで100ベクレル以下は厳重にしようとしたのに、一気に8,000ベクレルになったのよね。議長の要望書も、何でもこういうふうに一気になったのかと、こういうのがやっぱり住民には不信を招くし、説得力がないというような指摘をしているんですよ。

それから、例えば、放射能の測定も、結局は瓦れきも焼却物もサンプル調査なんですよ。ですから、当局の答弁でも、サンプル以外のところに放射能がないという保証があるのかというのは、それはありませんというような調子なんです。ですから、そこら辺のところは、やっぱりこの議長の要望書で言われているような点をきちっと政府に責任ある検討をして、この際だから広げにゃんけんレベルを低めようという、そういうのじゃなくて、やっぱり放射能汚染は拡散しないという原則に立って、同時に、瓦れき問題は瓦れき問題で解決するというので、議長会がせつかくこういう要望も出しておられるから、熊本県としてもしかるべき対応をしたらいかがかないという要望です。

○前川收副委員長 御意見でよろしいですかね。

では、これをもって質疑は終結したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

本委員会に付託の調査事件については、審議未了のため、次期定例会まで本委員会を継続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川收副委員長 異議なしと認めます。

次に、その他に入りますが、何かございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前川收副委員長 ありがとうございます。

それでは、その他を終わります。

本日は、今年度最後の委員会でありますので、まず、委員長の方から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○村上寅美委員長 ちょっと所用でおくれてまいりまして大変失礼をいたしました。

昨年6月、委員長に選任をいただき、前川副委員長ともどもに本委員会を進めてまいりましたが、委員の先生方には、終始熱心に御議論いただきましてありがとうございました。

委員会は、東日本大震災による県内経済への影響に関することを初め3件の付託調査事件を審査してまいりました。そして、10月には被災地宮城県と東京都の臨海広域防災公園へ、1月には二線堤としての防災機能も期待される有明海沿岸道路へそれぞれ視察を行いました。特に、東日本大震災の非常に厳しく生々しい現実を視察したことで、改めて課題の重さを認識するとともに、その後の議論をより深めていくことができたのではないかと

感じております。

最後になりましたが、各委員並びに執行部の皆さんには、ますますの御健勝、御活躍をお祈りいたしまして、簡単でございますけれども、委員長のあいさつにかえます。

1年間お世話になりました。

それから、1点だけ、その他のその他で聞いてもらうけれども、鬼海先生がおっしゃっていた問題について、やっぱり逃げ道があるかないかというので教育委員会に問われたけれども、これは健常者の普通の学校だって一緒だから、これは、沿岸の農水省とか国土交通省、土木と農水とで、やっぱり縦でなくて、プロジェクトか何かつくって、そして土木は土木で集落別に——場所別に違うんですよ。山がすぐあるようなところは——落第の河内は逃げ道はあつとですよ、ミカン山があるから。逃げ道さえ確保しておけば。しかし、津波がもろに来ると。島原か、14キロしかない。じゃあ道さえ、ぴしゃっと逃げ道さえつくらないかぬと。だから、今、鬼海先生が言われた、そこをモデルとしても、あるいは学校であっても、集落であっても、後ろの背景がどうなのかというところには、ちゃんとそれは地域地域によってひとつ確立せにゃいかぬのじゃないですか。土木部長、道路のあれはですね。それから港湾にも、漁港にも、そういう要請は、プロジェクトとしてやってもらいたいなというのが1点。

もう一点は、企業立地課長はいらいらしと思うけれども、国の方でいろんな施策が組めないから海外に全部出しまっているということだから、国で制度がないから仕方がないじゃ済まぬから、熊本でできることは何なのかと、熊本なりということをやっぴり検討してもらいたいと思うんです。そして、空洞化ができるし、雇用も喪失するし、それから不況にもつながるから、もう国がだめだからと言うてこうしとったっちゃいかぬと思うとですよ。だから、熊本でできるのは何なの

かということの最善のことをぜひ——あなたのところは商工ですか、プロジェクトとか、協議をしてください。

この2つ要望しときます。

終わります。

ありがとうございました。

○前川収副委員長 それでは、これをもちまして第6回震災及び防災対策特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

震災及び防災対策特別委員会委員長